

# 都市農地の貸借の円滑化に関する法律 事業計画の認定申請

1 申請内容

2 現地案内図

申請日

令和5年5月31日

申請者及び貸借権等の認定を受けようとする者	住 所		
	氏 名		
都市農地所有者	住 所		
	氏 名		
事業内容			
根拠法令	都市農地の貸借の円滑化に関する法律		
貸借権等の設定を受ける都市農地			
所在地及び地番(西東京市)	地 目		面積(m <sup>2</sup> )
	登記	現況	
	畑	畑	
	畑	畑	
以下余白			
合 計			

議案第2号

西東京市農業委員会総会会議規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第16条まで 略 (傍聴__)</p> <p>第17条 会議を傍聴しようとする者の定員は、5人とする。ただし、議長が必要と認める場合は、これを変更できる。</p> <p>2 傍聴人の受付は、会議の開始時刻の15分前から開始する。この場合において、会議の開始時刻の15分前までに傍聴しようとする者が前項に定める定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。</p> <p>3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人名簿に住所、氏名その他必要事項を記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。</p> <p>4 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略</p> <p>5 傍聴人は、いかなる事由があっても傍聴席以外の場所に入入りしてはならない。</p> <p>第18条から第20条まで 略 附 則 この規則は、令和5年 月 日から施行する。</p>	<p>第1条から第16条まで 略 (傍聴人の取締り)</p> <p>第17条</p> <p>会議を傍聴しようとする者は、傍聴人名簿に住所、氏名その他必要事項を記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。</p> <p>2 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 精神に異常がある者 (2) 略 (3) 略 (4) 略</p> <p>3 傍聴人は、いかなる事由があっても傍聴席以外の場所に入入りしてはならない。</p> <p>第18条から第20条まで 略</p>